

知っておきたい!

市民活動の保険について

自治会で行う清掃活動等の奉仕活動中の方が、突発的な事故によってケガをされた場合等、次の表のような様々な保険制度が活用できます。



- 自分がケガをしたとき
- ・他人にケガをさせたとき
- ・他人のものを壊したとき



- ・自分がケガをしたとき
- ・他人にケガをさせたとき
- ・他人のものを壊したとき

	*	*	*
保険名称	市民総合賠償補償保険	市民活動保険	ボランティア活動保険
問合せ 連絡先	施設マネジメント課 0834-22-8281	周南市市民活動支援センター 0834-32-2200	周南市社会福祉協議会 0834-22-8721
保険掛金	周南市が負担		1人当たり 350 円(基本プラン)
対象となる活動	◆次の条件で行われる社会奉仕活動 ①市道や公園等、市の公共施設で 実施 ②無報酬で労力の提供がなされて いること ③市に活動を事前承認された団体 の管理下(要届出)、あるいは市の 管理下で行われるものであること ④参加人数や実施場所が確定して いるものであること	◆市民活動団体が行う活動で、次の条件を満たすもの ①公共の利益を目的とした自主的なもの ②計画的なもの ③無報酬(実費弁償程度を含む)もの ④政治、宗教又は営利を目的としないもの ⑤自助や親睦を目的としないもの ⑥職場等の行事でないもの	◆国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献するボランティア活動」で、次のいずれかに該当する活動 ①グループの会則に則り企画、立案された活動であること(グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要) ②社会福祉協議会に届け出た活動であること ③社会福祉協議会に委嘱された活動であること
補償内容	◆死亡給付金 500万円 ◆後遺障害給付金 20~500万円 ◆入院補償給付金 1~15万円(日数による) ◆通院補償給付金 5千円~6万円(日数による)	【傷害補償】 ◆死亡補償 ◆後遺障害補償 死亡補償の3~100% ◆入院補償 日額3,000円 ◆手術補償 人院補償の10~40倍 ●通院補償 日額2,000円 【賠償補償】 ◆身体賠償 1名あたり 限度額6,000万円 1事故あたり 限度額3億円 ◆財物賠償 1事故あたり 限度額500万円 ◆保管物賠償 1事故あたり 限度額300万円 ≪保管物賠償 1事故あたり 限度額300万円 ※保険期間中の上限額あり	【傷害補償】 ◆死亡保険金 1,040 万円 ◆後遺障害保険金 限度額 1,040 万円 ◆入院保険金 日額 6,500 円 ◆入院中の手術保険金 65,000 円 ◆外来の手術保険金 32,500 円日額 4,000 円【賠償補償】 ◆対人・対物賠償 限度額 5億円【特定感染症補償】 ◆葬祭費用 実費(限度額 300 万円) ◆後遺障害保険金 入院保険金 会入院保険金 会別院保険金 者保険金額 ※新型コロナウイルス感染症にも対応
事前手続き	「社会奉仕活動届出書」を事前提出、市の承認が必要。通年継続活動であっても、年 1 回、年度当初または活動前に提出が必要。	不 要	所定の「加入申込書」に必要事項を 記入・捺印の上、保険掛金を持参し て上記連絡先に提出・申込み。
事故後 手続き	速やかに連絡	20 日以内の事故報告	30 日以内に事故報告

※保険の適用は、その事故内容に基づいて損害保険会社が決定します。(市や市社会福祉協議会が保険適用の可否を決定するわけではありません。)審査結果として制度が適用されない場合もあります。

【編集・発行】周南市市民活動支援センター

〒745-0034 周南市御幸通2丁目28番2 徳山駅前賑わい交流施設3F

TEL: (0834)32-2200 /FAX: (0834)32-2201 Eメール: shiencent@city.shunan.lg.jp

HP: インターネットの検索ページから検索!

周南市市民活動支援センター「検索」

開館時間:9:30~22:00 相談対応可能日時:平日・土9:30~18:15



【 発行日: 2022年6月1日 】